

全栃木教職員組合 県教育委員会交渉確認事項

交渉事項

1. 「新たな職」を導入しないこと。「主幹教諭」配置の効果について、広く検証を行って廃止も含めた検討を行うこと。
2. 「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査を行わないこと。
3. 教員免許更新制の廃止を国に求めること。
4. 教職員の生活を破壊し、士気を失わせるような賃金、手当等の削減を行わないこと。教育基本法に基づき、教職員が職務に専念できる賃金等の改善を行うこと。
5. 教職員評価について
 - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。
 - (2) 教職員評価や表彰などによる、報償的な人事や研修を行わないこと。
 - (3) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
6. 公平な昇任を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。
7. 人事異動について
 - (1) 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用を希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校について同様の配慮を行うこと。
 - (2) 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせ合意を得るようにすること。小中学校教職員に対して、内々示で転出先の校名を伝えること。
8. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (5) 出願時の履歴書記入について簡素化を検討すること。
 - (6) 使用者責任のあいまいな採用前研修は行わないこと。
9. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭、給与は2級を適用するとともに最高号給を引き上げること。
 - (2) 労働基準法第15条に基づく労働契約書を手交するとともに、法規や規則に基づいた労働条件を守ること。
 - (3) 任用期間が1年に満たない場合でも前歴換算を行うこと。
 - (4) 任用継続の希望に応えること。
 - (5) 3月31日だけ任用が切れる場合には健康保険や厚生年金加入を継続して、使用者責任を果たすこと。
 - (6) 新規採用者も含め、労働安全衛生法に則り採用時の健康診断は公費で行うこと。
10. 長時間過密労働をなくすために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。管理職が勤務実態を把握し、勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を

実現すること。

(2) 宿泊行事などについては1泊につき半日程度の振替休日を認めること。

(3) 高校入試に関わる業務で教員に対して過重な負担をさせないこと。負担増につながりかねない特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。

(4) 休憩時間を確保すること。確保できない場合には代替措置を講じること。

(5) 初任者研修の内容や提出文書について、さらに精選を進めるとともに採用市町によってアンバランスが生じないようにすること。

(6) 中体連、高体連主催大会の生徒引率については出張とすること。

11. 傷病休暇及び生理休暇取得をすすめること。年次有給休暇も含め、取得状況を公表すること。
12. 福利厚生制度の充実を図るとともに、共済組合施設を利用しやすい制度とすること。
13. パワーハラスメントをなくすとともに、精神疾患をなくす施策を講じること。初任者に対して適切な指導を行うよう管理職、研修担当者に徹底すること。
14. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校での教育活動や校務分掌に支障をきたさないよう、教科教員・図書館の司書の適正な配置を行うこと。
15. 県立高校の再募集を行うこと。
16. 特別支援学校の教員配置を適正なものにすること。正規採用教員を増やすこと。
17. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。放射線から健康および生命を守る学習と実践教育を推進すること。
18. 「事務所衛生基準規則」や、文部科学省「学校における環境衛生管理の徹底について（通知）」にもとづいた教育・執務環境を実現すること。安全衛生委員会で決定した施設の修繕などについて、十分な予算措置を行って早急を実現すること。
19. 総括安全衛生委員会を毎月開催し、決定事項を確実に実施するとともに全教職員への広報を行うこと。
20. 市町教育委員会に対して労働安全衛生体制を早急に確立するよう働きかけること。
21. 不当労働行為を行わないこと。私たちとの交渉結果及び確認事項については市町教委、全管理職に徹底すること。これらに反する事例があった場合には、県教委としてその是正に責任を負うこと。
22. 1回目の本交渉でも適宜回答を行うこと。回答は文書で行うこと。